

## 奈半利町障害者活躍推進計画

機関名	奈半利町役場
任命権者	奈半利町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
奈半利町役場における障害者雇用に関する課題	奈半利町役場においては、令和元年度における障害者任免状況通報において法定雇用率が未達成であったため、積極的な採用活動を行っているところである。
目標	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p><b>【評価方法】</b></p> <p>毎年の任免状況通報時、人事記録等をもとに特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。</p>
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。